

日程第2 議案第1号 川根本町まちづくり基金条例の制定について

議長（佐藤公敏君） 日程第2、議案第1号、川根本町まちづくり基金条例の制定についてを議題とします。

本案について第1常任委員長の報告を求めます。第1常任委員長、森照信君。

第1常任委員長（森 照信君） それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

2月28日の本会議において、議案第1号、川根本町まちづくり基金条例の制定について付託を受け、15日1時より大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

川根本町まちづくり基金条例の概要について、担当課職員から説明を受けながら進めてまいりました。この制定は、町の将来に希望を抱き、特色と活力あるまちづくりの推進を図る目的として設置されるもので、旧両町に類似した旧中川根町のふるさとづくり基金条例、旧本川根町の人材創生基金条例を統合し、新たに条例化したものとなっています。

このような中で、委員から多角度からの質疑が行われ、主たる内容を抜粋しますと、特定の基金であり、目的に沿ったものであるべきもので、第1条では充当先を絞ってあるが、これでは基金としての絞りが無い、趣旨に沿った利用ではないように思われるが、その理由についての質問に、財源が制約されているので、当初予算上は幅広く判断して利用している、現在、予算の段階では歳入額が未定であり、財源調整的な使い方を行っているが、最終的な決算時には整合性をとり、調整を図り、修正していくつもりですとの説明がありました。

以上のことが確認されました。

審査の結果、討論はなく、採決は挙手によって行い、全員賛成で原案可決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

議長（佐藤公敏君） これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで討論を終わります。

これから議案第1号、川根本町まちづくり基金条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第1号、川根本町まちづくり基金条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤公敏君) 起立全員です。

したがって、議案第1号、川根本町まちづくり基金条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第2号 川根本町国民保護対策本部及び川根本町緊急  
対処事態対策本部条例の制定について

議長(佐藤公敏君) 日程第3、議案第2号、川根本町国民保護対策本部及び川根本町緊急対処事態対策本部条例の制定についてを議題とします。

本案について第1常任委員長の報告を求めます。第1常任委員長、森照信君。

第1常任委員長(森 照信君) それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

2月28日の本会議において、議案第2号、川根本町国民保護対策本部及び川根本町緊急対処事態対策本部条例の制定について付託を受け、15日1時半より大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

川根本町国民保護対策本部及び川根本町緊急対処事態対策本部条例の概要について、担当課職員から説明を受けながら進めてまいりました。要約いたしますと、この条例は武力攻撃事態などの安全確保、すなわちテロ対策を行う場合は、本町の国民保護対策本部や本町の緊急対処事態対策本部の設置をやむなくされ、その場合の手段として、閣議の決定により指定の通知を受けてから設置されるもので、事前にその設置後の本部の必要な事項を定めたものとなっております。

このような中で、委員から多角度からの質疑が行われ、主たる内容を抜粋しますと、住民に対し強制的にすれば住民の自由が制限される。そのような点が不明であり、どこで制定されるのかの質問に、国民の保護のための措置の実施に当たって協力を要請されたときは、必要な協力をするように努めるものとし、国民の自由と権利が尊重されなければならない。また、自由と権利に制限が加えられる場合においても、その制限は国民の保護のための措置を実施するための必要最小限のものに限られるとの説明があった。

2つの本部をつくるようになるのかの質問には、閣議決定により設置すべき市町村が決定されることから、政府が武力攻撃事態等に対する方針の案を作成した時点でどちらかに決定するので、2つ同時に設置されることはありませんとの説明であった。

以上のことが確認されました。

審査の結果、討論はなく、採決は挙手によって行い、賛成多数で原案可決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

議長(佐藤公敏君) これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) 議案第2号、国民保護対策本部設置条例の新規制定に対する反対討論を行います。

私は、ただいま議題となっております川根本町国民保護対策本部及び川根本町緊急対処事態対策本部条例の制定について、反対の立場から討論をさせていただきたいと思えます。

本条例案は、附則まで含めて全部で8カ条で構成されておりますが、この条文を読んだだけでは、ただ単に国民保護対策本部と緊急対処事態対策本部がどんな機構を持ち、どう会議を持つかといったことをごく大まかに規定しているにすぎないもので、2つの対策本部がどんなときに設けられ、どんな任務があつて、どういった権限を持つのかというようなことは全くと言ってよいほど定められていません。

これらの点については、第1条で引用している武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、あるいはさらにこの根拠法である武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律などを読まない限り、見えてこない仕組みになっていきます。

これらの法令において、武力攻撃事態等とは、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を言うのであつて、これらの事態への対処について、基本理念、国・地方公共団体などの責務、国民の協力、その他の基本となる事項を定めるとし、武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生もしくはその明白な危険が切迫していると認められるに至った事態であり、武力攻撃予測事態の方は、武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態だとしています。

しかし、委員会でも述べましたが、冷静に考えて、ここに書かれているような事態が発生するおそれというのが本当にあるのでしょうか。周知のとおり、東アジア地域は近年、ASEANを初めとする武力によらない国際問題の解決を図る流れが極めて強固になってきています。また、つい最近まで事あるごとに戦火を交えてきたインドとパキスタンの間でさえ、カシミール問題の平和的な解決を模索する動きが確かなものとなっています。中国については年々軍事費を増大させ、東アジア地域の安定にとって脅威だと言う人たちもいますが、日本以外のアジアの国々で、このような中国脅威との見方はほとんど皆無に近いのが実情です。

唯一、日本の安全にとって懸念材料となるのは北朝鮮の動向ですが、しかし、それでは北朝鮮が我が国を本格的に侵略しようとしたり、ましてや占領や植民地化したりする危険があるかといえ、これはおよそ現実的な話ではありません。第一、今、北朝鮮は国際的な食料支援に頼らな

ければ少なからぬ餓死者を出しかねない状況だと言われています。自国民すら満足に食べさせられない国が、海を越えて他国を侵略したり、ましてや植民地化したりすることなど到底あり得ないということは、軍事問題に多少とも通じている人にとっては常識中の常識と言うべき事柄です。

そうはいても、例の拉致問題に見られるように、他国の主権を侵害してもろくな反省もしない、テポドンやノドンなどのミサイルを開発し予告もなく発射する、さらには核保有国宣言までするに至っては、まさに正気の沙汰ではないというふうには言わなければなりません。国内にあっても、伝えられるところによれば、国民には戦前の日本と同様、基本的人権は全くないと言ってよいほど保障されていないと聞いています。同国が国際的常識でははかれない危険性を持っているということは、明らかと言わなければなりません。いわば自暴自棄に陥ってミサイルを発射したりしないかとの不安が全く的外れかということ、絶対にないとは言い切れないことかもしれません。

しかし、もしそういうことをすれば、それはすなわち同国の専制政治の滅亡を意味するものであり、このことで我が国が危険に落とされるようなことはないと言ってもいいことです。我が国の独立が脅かされるというようなおそれがあるということは、杞憂にすぎないことだと思います。この種の危険については、我が国が現在、保持している災害対策などへの対応能力の延長線上で十分に対処可能であることは、多くの専門家が認めているところです。

このように、どこかの国の正規軍が我が国を攻撃するような事態は、現実には全くと言っていいほど想定しがたいとしても、いわゆるテロ攻撃などは絶対にないとは言い切れません。しかし、世界で最強の軍事力を誇り、情報機関なども我が国に比べればけた違いに整っているはずのアメリカでさえ、9.11同時多発テロを防ぐことはできませんでしたし、むしろ世界最大の軍事大国として世界各地で紛争を拡大し、人々の恨みを拡大しているからこそテロの標的とされたとする見方が一般的です。

逆に、戦後60年間、我が国が戦争をしないと誓った日本国憲法に依拠して、日米安保条約でアメリカの強い要請があっても、憲法を盾に、海外での紛争に加担することを拒ませ続けてきた国民の力があつたからこそ、今の平和が保たれてきたことは正真正銘間違いない事実です。

名実ともにこの憲法をこれからも守り続け、真の意味で憲法が求めるアジアと世界の平和と諸民族の平等や互惠の関係を発展させることに全力を注ぐ外交姿勢を堅持するなら、テロの標的となる危険は極めて小さく、武力攻撃におびえる必要など、およそないと思います。本当に政府が国民の安全を守ろうと考えているのであれば、武力攻撃にどう備えるかを考えるよりも、日本国憲法の理念を高く掲げて、真の平和外交にこそ全力を傾けるべきであることを最初に述べて、本題の武力攻撃事態法を受けて制定された国民保護法にはどんなことが書かれているかについて、調べたことを少し述べたいと思います。

この法律は、名前だけ聞くと、国や自治体が国民の生命や財産を守るための法律であるかのように聞こえますが、しかし、よく調べてみると、これが全くのまやかしであることが明らかになってきます。同法では、第5条第1項で「国民の保護のための措置を実施するに当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。」とうたいながら、続く第2項では「国民の保護のための措置を実施する場合において、国民の自由と権利に制限を加えら

れるときであっても、その制限は当該国民の保護のための措置を実施するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われるものとし、いやしくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならない。」と書かれていて、国民の保護を名目に、国民の自由と権利に対して制限を加える場合があるということを公然と宣言しています。

しかし、現在の憲法の大原則は、その第11条において「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と規定されているとおり、基本的人権に対する侵害や制限は、どんな理由をつけても許されないというものです。

国民保護法第5条の規定は、憲法を守るかのようなふりをして、実は重大な憲法違反を犯すものと言わなければなりません。

ちなみに、憲法第98条では「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」と定めています。ここを見ても、憲法が保障する基本的人権を公然と制限してはばからない国民保護法は、明らかに憲法違反であり、無効となるもので、その憲法違反の法律を根拠に持つ本条例案もまた、完全に無効なものと言わなければなりません。このような国の最高法規である憲法に触れるような条例案については、即刻撤回すべきです。

それなら、危険な事態において各人が勝手気ままなことを言ったり、したりしていいのかとの御意見は委員会でも出されたことですが、それでは、似たようなケースとして、災害への対応を定めた災害対策基本法にこのような基本的人権を制限する条項があるかといえば、当然のことながら全くそのような規定はありません。あくまでも、現に災害が発生し、もしくはその危険が差し迫っているとだれもがわかる状況のもとでは、例えば燃え盛る家を一刻も早く壊すことなどは、それが個人の財産であっても財産権の侵害になるか否かを改めて議論するまでもないことだからです。

しかし、国民保護法においては、だれもが議論の余地なく認める差し迫った危険ではない場合でも、内閣総理大臣が国会にも諮らずに「武力攻撃事態などが発生した」と認定すれば、財産権を初め、居住、移転の自由や職業選択の自由なども侵されかねません。しかも、これらが最高6カ月以下の懲役という罰則付で強制されることになります。

先ほど、現実に我が国を侵略しようとする国があるとは考えられないということを明らかにしましたが、このようなありもしない脅威に備えるとの口実で、憲法が侵すことのできない永久の権利として現在及び将来の国民に与えるとしている基本的人権に制限を持ち込むなど、どうして許すことができるでしょうか。

さらに重大なことには、武力攻撃事態法の第2条において「対処措置」なるものの定義として、武力攻撃事態等を終結させるために実施する自衛隊による武力の行使などとあわせて、アメリカ軍の行動が「円滑かつ効果的に行われるために実施する物品、施設又は役務の提供その他の措置」をも含めていることです。「衣の下からよろいがのぞく」という言葉がありますが、ここには2つの法律の本当のねらいが、はしなくもあらわになっていると言わざるを得ません。

日本が一方的にどこかの国から攻められる危険は存在しないということは、大半の軍事専門家ばかりではなく、アメリカの政府高官などもほぼ一致して認めているところですが、そうした中で、どういう場合に日本が戦場になる可能性があるかという点について、アメリカが主に極東地域で起こす戦争に日本が一体となって参戦する場合には、日本が戦場になる可能性があると言われています。

周知のとおり、アメリカは世界じゅうに情報網と軍事基地の網の目を張りめぐらし、みずからの国益と相入れないと判断すれば、国連などお構いなしに先制攻撃をする危険な国であることがイラク戦争で思い知らされました。そうした戦略の重要な一端を日本に担わせようとするアメリカと、日本の軍事企業の後押しを受けて、そこをスポンサーとしてきた政権政党を初め、そこから離合集散して一応は野党に身を置いている政党までも、その可能性に道を開こうと躍起になっています。しかし、自衛隊が海外で武力行使をすることを厳しく戒めている日本国憲法は、彼らの目から見ても、絶望的と言うべき高いハードルとして立ちはだかっています。

そこで、憲法の制約を乗り越えて、日本をアメリカの世界戦略に組み込もうとする動きが特に湾岸戦争以後、急速に強まったのをきっかけに、さきのイラク特措法において、ついに武装した自衛隊を国際法上明らかに戦場とされる地域に駐留させるところまでこぎつけ、さきに述べた武力事態法や国民保護法などの法律を、多くの国民の反対の声を押し切って成立させたのです。

このような法律が成立するまでは、民間人をこうした作戦行動に強制的に動員するという法体系は存在しませんでした。そして、武力攻撃事態法と国民保護法において、回りくどい表現ながらも、罰則付で自衛隊と米軍の軍事行動に対して一般国民の土地や家屋、食料や医療品、燃料などの物資、輸送関係や医療関係などの役務などといった便宜を供与させることができるとされたわけです。

繰り返しになりますが、ここに提案されている条例案の条文を普通に追っただけでは、私が見たいような問題は出てきません。しかし、この条例は、まさにこうした法律上の根拠を持っており、それを私たちの町においても実施できるようにするという重大極まる深い意味合いを持っているということを指摘しておかなければなりません。そして、この条例が制定されるということは、役場の職員に政府のこうした計画のお先棒を担がせ、町民に戦後は絶えて経験することのなかった戦争への協力を罰則付で強制させるものにほかならないということも、あわせて指摘しておかなければなりません。

こうした平和を愛する町民の心を踏みにじり、町民の基本的な人権をも乱暴に侵すことを実質的な内容とするこの条例案については、絶対に認めることはできないということを最後にもう一度強調して、私の本案に対する反対討論といたします。

議長（佐藤公敏君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、芹澤徳治君。

12番（芹澤徳治君） この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法の第31条及び第183条において準用する法第31条の規定に基づき、都道府県または市町村に関し「必要な事項は、それぞれの都道府県又は市町村の条例で定める。」となっております。したがって、川根本町でも川根本町国民保護対策本部及び川根本町緊急対処事態対策本部条例を制定する必要があるわけでございます。

我が国に対する外部からの攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小になるようにすることの重要性にかんがみまして、この条例を制定することに賛成するものであります。

議長（佐藤公敏君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで討論を終わります。

これから議案第2号、川根本町国民保護対策本部及び川根本町緊急対処事態対策本部条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第2号、川根本町国民保護対策本部及び川根本町緊急対処事態対策本部条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立多数です。

したがって、議案第2号、川根本町国民保護対策本部及び川根本町緊急対処事態対策本部条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第3号 川根本町国民保護協議会条例の制定について

議長（佐藤公敏君） 日程第4、議案第3号、川根本町国民保護協議会条例の制定についてを議題とします。

本案について、第1常任委員長の報告を求めます。第1常任委員長、森照信君。

第1常任委員長（森 照信君） それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

2月28日の本会議において議案第3号、川根本町国民保護協議会条例の制定について付託を受け、15日2時より大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

川根本町国民保護協議会条例の概要について、担当課職員から説明を受けながら進めてまいりました。この川根本町国民保護協議会条例は、省庁の諮問に応じて町の区域に係る国民保護のための重要な事項を審議したり、川根本町の国民保護計画を作成する際の諮問機能的役割をするため、その組織及び運営に関して条文化したものとなっております。

このような中で、委員から多角度からの質疑が行われ、主たる内容を抜粋しますと、この協議会はそのつど設置されるのか、専門委員とはどのようなものを指すのかの質問に、今年度中に設置される。専門委員とは、細菌・化学兵器、核兵器などの対応を熟知している者で、臨時的で、専門の事項の調査が終了したときに解任されるとの説明であった。

市町村の計画とは議会の議決はないのかの質問に、県の計画を基準とし、町独自のものを計画

する。議会へは報告であるとの説明であった。

訓練は計画しているのかの質問に、当面は訓練などを考えていない。避難誘導、避難地の設定、指定などを計画する。地震での対応とダブる場合も出てくる。場合により部会を置くことができるが、多岐にわたるため地域設定が必要なところに設置するとの説明があった。

以上のことが確認されました。

審査の結果、討論はなく、採決は挙手によって行い、賛成多数で原案可決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

議長（佐藤公敏君） これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 議案第3号、国民保護協議会条例の制定について、反対の立場から討論をいたします。

この条例制定も、先ほどの国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定同様、第1条の目的に示すように、武力攻撃事態における国民の保護のための措置に関する法律の第39条や第40条第8項の「市町村協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。」となっているのを受けて、平素から住民を自主防災訓練などの上をいく訓練や、監視体制づくりなどを計画する協議会の設置を条例で行おうというもので、先ほどの反対討論でも述べたとおり、憲法が保障する人権さえも罰則付で制限することがあることを規定した、憲法違反の無効な法律に基づく組織づくりであり、このようなアメリカと一体となった戦時体制づくりこそがテロ組織を刺激し、標的となりかねない危険極まりないものであることを再度指摘して、反対討論とします。

議長（佐藤公敏君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、芹澤徳治君。

12番（芹澤徳治君） この条例は、先ほど委員長の報告のとおり、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律では、第39条において「市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、当該市町村の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため」、市町村国民保護協議会を置くこととなっております。

また、第40条第8項では「市町村協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。」となっております。

これも議案第2号同様、必要性のあるものでございますので、賛成するものであります。

議長（佐藤公敏君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）



議長（佐藤公敏君） これで討論を終わります。

これから議案第3号、川根本町国民保護協議会条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第3号、川根本町国民保護協議会条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立多数です。

したがって、議案第3号、川根本町国民保護協議会条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第4号 川根本町介護保険条例の制定について

議長（佐藤公敏君） 日程第5、議案第4号、川根本町介護保険条例の制定についてを議題とします。

本案について、第1常任委員長の報告を求めます。第1常任委員長、森照信君。

第1常任委員長（森 照信君） それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

2月28日の本会議において、議案第4号、川根本町介護保険条例の制定について付託を受け、16日1時より大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

川根本町介護保険条例の概要について、担当課職員から説明を受けながら進めてまいりました。合併後、両町の介護保険条例を暫定例規として取り扱ってきましたが、第4次高齢者保健福祉計画や第3期介護保険事業計画の見直し、策定がなされたり、介護保険法の一部改正に伴い、新町の条例制定が必須となったものです。

主にこの条例は、制度開始から約6年が経過し、同法の規定に基づく3年ごとの見直しを行う中、平成18年度から平成20年度までの介護保険事業に要する費用等の充当分として、第1号被保険者の保険料の年額を町民税の課税、非課税をもとに6段階に定めたものや、普通徴収に係る納期及び特例、また保険料額の修正の申告など、介護保険を運営していく上に必要な取り決めを条文化したものとなっています。

このような中で、委員から多角度からの質疑が行われ、主たる内容を抜粋しますと、第6条の被保険者資格を喪失したとはどのような場合なのかの質問に、死亡またはほかの法律で身分が制約されたような場合が考えられるとの説明があった。

第12条に「各条件により収入等が著しく減少した」とあるが、基準は想定してあるのかの質問には、第1から4号は、世帯の生計を主として維持する者の収入の減が失業、農産物の不作、不漁、地震などの災害によるものなどが挙げられ、第5号に、その他町長が認める特別の理由とし

ている。第5号は以前より要領を定められ、今回、第2段階で年金収入のみで80万円以下が示されたので、第1から第4号では特に基準を設けない方が裁量の範囲が広がる。ことしの介護保険料は9月にならないと確定しない。4月から9月までは前年度の最後と同じ額を仮徴収し、10月に確定後の差額が振り分けられるので、保険料の基準月額が上がった分と差額の方で、以降の半年分が一時的に大きな負担となるとの説明であった。

以上のことが確認されました。

審査の結果、討論はなく、採決は挙手によって行い、賛成多数で原案を可決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

議長（佐藤公敏君） これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 議案第4号、介護保険条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

小泉内閣が、高齢化の進行によって介護、医療、年金などの社会保障の給付費が増大し、そのために国が使うお金や財界、大企業の負担する保険料が増えることを受けて、自立・自助を強調して相次いで社会保障制度の改悪を行っています。

今回提案された介護保険条例でも、第4条に示された平成18年度から平成20年度までの3年間の保険料率は、第3期介護保険事業計画によって算出されたものですが、算定の基礎には、国が昨年行った介護保険法の改定があります。これまで自治体が行ってきた高齢者の保健福祉事業を地域支援事業として介護保険に取り込んで介護保険財政に移すことにより、国庫負担の割合を削減し、国の責任を後退させることもねらわれているもので、新予防給付の導入によって、従来は介護度1と認定されていた人たちの多くを要支援2と認定を改め、家事支援やデイサービスの介護給付から外して、新予防給付とする筋力トレーニングや口腔ケア、栄養指導などの状態の改善可能性を高めるためのサービス利用を中心とするサービスの制約、また、昨年10月から既に始まっている、施設利用者に対し、それまでは保険の対象とされてきた食費や居住費を介護保険の対象外にして、原則利用者の全額負担とする本人負担増により、入居利用の減などを見込んで算定したもので、国の制度改定の影響を少しでもよい方向に向けたいの担当者レベルでの必死の努力が示されたものですが、高齢者が増えれば介護給付費も当然増えるもので、国が介護保険制度を導入するに当たり、それまで50%負担していたのを25%まで引き下げたことで、40歳以上の保険料の値上げが行われることになりました。

とりわけ3年に1度の65歳以上の保険料の見直しでは、大幅な値上げとなり、年金だけが生活

の支えとなっている高齢者を苦しめる大きな問題となるものです。時として、介護保険制度は国民同士をいがみ合わせるものにもなりかねないもので、国民のこれ以上の負担増を避けるためにも、国の負担を増やさなければならないのに、利用者負担増や保険料引き上げで切り抜けることに固執する今の政治を続けさせているところに問題の深刻さがあると思います。

今回の介護保険条例の保険料率は、旧中川根町民にとっては基準額で月2,400円から月3,100円に700円もの大幅値上げとなるものです。第4条で、今までの所得ランクを5段階から6段階として基準額以下を1ランク増やし、附則の第2条では税制改革の影響を受けて値上げとなる人たちへの激変緩和策が示されています。本人、世帯非課税で第2階層だった人が非課税限度額の引き上げによって世帯のだれかが課税となり、新第4階層となった場合には平成18年度は0.83%を、平成19年度は0.91%を掛けて、平成20年度には100%に引き上げるなどとするものですが、保険料値上げに対する激変緩和は、合併したのだから一本化するのが当然だとして設けられませんでした。

第12条の保険料の減免規定では、最初に配られた条例案には、旧中川根町で繰り返し要望してようやく入った第5項「その他、町長が認める特別な理由があること」というのが消えていましたが、指摘をしましたら上程前に挿入され、委員会審査でこの運用について実効ある基準を求めたところ、生活保護基準とする規定を設けたいとの回答があり、今まで以上に対象が広がり、救済が進むのではないかと期待するところです。

しかし、住民へのこのような制度の周知もさることながら、個々の人たちの状況を把握して働きかける行政の指導こそ何より大事だと思います。介護保険料は、ほかの税金や使用料などと違い、滞納が2年続くと不納欠損となり、利用料負担が1割から3割にはね上がる制度です。しかし、年金が月1万5,000円以上支給される特別徴収者は、年金から有無を言わず保険料が天引きされ、滞納の可能性が生じることはありません。滞納の可能性が生じるのは、年金が月額1万5,000円以下の人と、その年に65歳になった、いわゆる普通徴収と言われる人だけです。

その年に65歳になった人は、翌年には年金天引きの特別徴収となるわけですから、2年間の滞納の可能性が生じるのは年金が1万5,000円以下の普通徴収者だけで、そんな人からも保険料を徴収すること自体、本当に冷たい制度と言わざるを得ないもので、今回の大幅な値上げによって、さらにこの苦しみを押しつけることになる介護保険条例は、国の大もとでの冷たい改悪を無批判に受け入れた上につくられたものであることを指摘して、反対討論とします。

議長（佐藤公敏君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。10番、板谷信君。

10番（板谷 信君） 私は、本議案について賛成の立場より討論したいと思います。

まず、基本的な考え方として、国の法律云々というところは議論をせずに、地方議会の議員の裁量の範囲のところで賛成討論をしたいと思います。

まず、実際に介護給付額がかなり急激に上がっているという事実があります。予算のところでも、3年ごとの見直しという中で、今回、平成18、19、20年度、その中間年である平成19年度の保険給付費の予想が8億324万6,000円、そして中間年の3年前の平成16年度が6億6,467万2,000円、21%の伸びであります。これに対して保険料は、中川根町で2,400円が3,100円と29%増、それから本川根町で2,800円が3,100円と11%増となり、中間的な増額になっているなという感じが

します。

また、この3,100円というのが他市町村に比べてどのようなところにあるのかなという点ですが、3月17日の静岡新聞にも載っていましたが、政令市の平均では月額基準が4,341円、静岡市ではその中で3,600円ということでした。また、静岡県内の市町村の平均の数字も、大体3,600円を少し割る程度のものだというふうに聞いています。そういった点でも、川根本町は県下でも安い方に入るといえることは、これは事実であります。

また、今回、それこそ全体の給付費から第1号被保険者の19%の分、この積算に当たっては、今までの給付費だけでなく、地域支援事業、これも算定の中に組み入れるという中で計算されています。また、これをそのままということではなく、これを基本として、準備基金の取り崩しも3年間で2,590万円取り崩すというような予定になっています。国の方から出される5%の部分の財政調整交付金も、5%を超えるものというような積算の中でなされている妥当な保険料だというふうに私は考えます。

また、当条例ですけれども、この条例については第12条で保険料の減免規定があり、また、附則の第2条で激変緩和措置、これもまたとられています。

このような点において、やはり絶対的条件として介護給付費が伸びているという状況の中では、このような条例改正になるのかな、そんなふうに思います。これを妥当なものと考え、賛成の討論といたします。

議長（佐藤公敏君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで討論を終わります。

これから議案第4号、川根本町介護保険条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第4号、川根本町介護保険条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立多数です。

したがって、議案第4号、川根本町介護保険条例の制定については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 6 認定第1号 平成17年度中川根町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 認定第2号 平成17年度中川根町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 認定第3号 平成17年度中川根町老人保健特別会計歳

## 入歳出決算認定について

日程第 9 認定第 4 号 平成 17 年度中川根町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 10 認定第 5 号 平成 17 年度中川根町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（佐藤公敏君） 日程第 6、認定第 1 号、平成 17 年度中川根町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第 7、認定第 2 号、平成 17 年度中川根町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 8、認定第 3 号、平成 17 年度中川根町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 9、認定第 4 号、平成 17 年度中川根町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 10、認定第 5 号、平成 17 年度中川根町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上 5 認定を一括議題とします。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第 1 号から認定第 5 号までを一括議題とします。

本案について、決算特別委員会の報告を求めます。高畑雅一決算特別委員長、お願いいたします。決算特別委員長、高畑雅一君。

決算特別委員長（高畑雅一君） それでは、平成 17 年度旧中川根町分の打ち切り決算認定について、決算特別委員会に付託されました審議の経過と結果について報告いたします。

2 月 28 日、本会議終了後に正副委員長の選出を行い、審査日程、要領について協議をしました。

3 月 2 日から 3 日間のハードなスケジュールの中、平成 17 年度一般会計決算から特別会計 4 件の決算審査について、それぞれの所管課長及び局長の説明を受け、審議を行いました。

9 日には、現地調査で旧中川根町関係の、元藤川地区の藤っこ広場を視察いたしました。視察後、午後 1 時から、認定第 1 号から認定第 5 号までの採決を行っております。

審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第 77 条の規定により報告をいたします。

認定第 1 号、平成 17 年度中川根町一般会計歳入歳出決算は、賛成多数で認定です。

認定第 2 号、平成 17 年度中川根町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、賛成多数で認定です。

認定第 3 号、平成 17 年度中川根町老人保健特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

認定第 4 号、平成 17 年度中川根町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

認定第 5 号、平成 17 年度中川根町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

次に、審査の結果状況の中での意見、質問、要望につきまして、全体を報告すべきですが、皆様方のお手元に資料を配付してありますので、要望等幾つかを抜粋して、朗読で説明させていただきます。

それでは、議会事務局所管から報告いたします。

審査日は、3 月 2 日木曜日、9 時から 9 時 15 分まで行いました。

1 款 1 項 1 目会議費、議員報酬、研修旅費、退職記念品等の内容の説明があった。

次に、税務課所管。

審査日は3月2日木曜日、9時16分から9時30分まで行いました。

2款4項2目賦課徴収費、軽自動車税申告業務負担金についての質問があり、軽自動車の利用状況を把握するため、協会に負担するものとの説明があった。

健康福祉課所管。

審査日、3月2日木曜日、9時35分から11時37分まで行いました。

3款1項2目心身障害者福祉費、重度障害者の現状、対象者について質問があった。駿遠学園の分担金、利用者の現状等の説明がなされた。

介護保険事業。

審査日、3月2日木曜日、11時38分から12時3分まで行いました。

2款1項1目介護サービス等諸費、在宅介護サービス費、介護施設サービス費、在宅介護住宅修繕費等の事業内容と財源内訳では、国25%、県12.5%、町12.5%、支払基金32%、第1号被保険者18%等の説明がなされた。

企画観光課所管。

審査日、3月2日木曜日、13時から14時10分まで行いました。

2款2項3目まちづくり事業費、まちづくり事業内容についての質問があり、この事業は、区、自治会等の住民により自主的に結成された組織が行うまちづくり事業に対し、10分の9以内で補助金を交付するものであって、今年度は藤川区、徳山区、水川区、3地区が事業を行っているとの説明があった。

7款1項5目ウッドハウスおろくぼ運営費、ウッドハウスおろくぼの宿泊料金、利用状況の質問があった。宿泊料金は1泊2食9,000円、4月から8月にかけて月平均212人の宿泊者があり、8月には341人の宿泊者があったとの説明があった。

町民生活課所管。

審査日、3月2日木曜日、14時20分から14時40分まで行いました。

2款3項2目路線バス運行事業費、町営バス運行委託料、委託先等、運行管理業務、内訳等の説明と、4月から9月にかけて、せせらぎ号、やませみ号2台で1万1,887人の利用者があったとの説明を受けた。

国民健康保険事業特別会計。

審査日、3月2日木曜日、14時45分から15時まで行いました。

2款1項1目、一般被保険者療養給付費及び食事給付費（差額分）を支払うための経費の説明があった。

老人保健特別会計。

審査日、3月2日木曜日、15時から15時30分まで行いました。

1款1項1目医療給付費、平成14年度の公費負担金3割、基金交付7割を、平成18年度10月から公費負担分、基金交付金を5割にする中で、平成17年度医療費給付の説明を受けた。

地域整備課所管。

審査日、3月3日金曜日、10時25分から10時55分まで行いました。

8款2項2目道路新設改良費、町道桃沢線道路改良工事、町道野志本下村線道路改良工事、区事業補助金（地名、原線）、コンクリート現物支給との説明があった。

簡易水道事業特別会計。

審査日、3月3日金曜日、10時55分から11時15分まで行いました。

2款1項1目簡易水道建設費、北部簡易水道建設事業徳山配水管布設工事、野志本配水管工事に伴う電気計装設備工事事業等の説明があった。

総務課所管。

審査日、3月3日金曜日、11時17分から12時10分まで行いました。

2款1項7目電算管理経費、パソコンシステム、機器使用についての質問があり、パソコンその他の機器を買い取りにするか、リースにするかは有利な方を選択して決めているとの説明があった。

9款1項3目消防施設費、耐震性貯水槽新設工事の3カ所の契約額の違いの質問があった。藤川地区、上長尾役場駐車場、久野脇地区、設置場所の施工状況の違いによって、工事費の違いが説明された。

みどりの課所管。

審査日、3月6日月曜日、13時から13時46分まで行いました。

6款1項5目茶業推進対策費、省力化施設整備事業補助金について、補助率は3分の1で、認定農家が条件であるとの説明があった。また、認定農家についての条件があるかとの質問があり、資料の提出があった。

6款2項2目林業振興費、緑の少年団助成金は、3つの小学校の4、5年生を対象に、花壇等の整備など緑に関する活動に補助しているとの説明があった。

教育委員会。

審査日、3月7日火曜日、9時から10時17分まで行いました。

10款1項3目教育諸費、中高一貫教育研究会会費2,000円は非常に安い、どのような内容なのかの質問があった。中高一貫教育研究会費は、会議の諸経費と資料代との説明があった。非常勤ALTの業務内容についての質問があり、小・中学校へ週5日程度の活動をしているとの説明がなされた。

10款2項1目学校管理費、南部小学校のトイレ、便器修繕を実施しているが、改修状況はどうかとの質問があった。現在では改修工事が必要な箇所は多くあるが、まだまだ改修工事が進んでいない状況であり、今後、行っていきたいとの説明があった。

以上、抜粋して幾つかを報告いたしました。

終わりに、旧中川根町の打ち切り決算特別委員会審査におきましては、各課からわかりやすい説明を受け、スムーズに委員会を進行することができました。各担当課長の御配慮に心より感謝申し上げます。

また、委員からも活発な意見、要望等が寄せられ、大変有意義な審査ができました。重ねて御礼申し上げます。

これで認定第1号から認定第5号までの平成17年度旧中川根町打ち切り決算特別委員会委員長

報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（佐藤公敏君） 以上で委員長報告は終わりました。

決算特別委員会は、議長を除く全議員が所属委員となっておりますので、委員会審査の経過と結果に対する質疑は省略いたします。

これから認定第1号、平成17年度中川根町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 認定第1号、平成17年度中川根町一般会計決算認定について、反対の立場から討論いたします。

平成17年度の当初予算の中から、9月20日の合併までの間の打ち切り決算ということで、お金の使い方が多いとか少ないとか、どこを削ったとか増やしたとか、ほとんど比較するものもなく、当初予算のときの反対討論を参考にしながら打ち切り決算の中身を調べました。

当初予算額36億7,000万円に対し、9月20日の打ち切り時点の予算現額は39億1,958万円に膨らんでいますが、打ち切り決算額は歳入で15億2,161万円、歳出で11億4,222万円で、執行率は29%しかなく、平成17年度前半が合併、合併と振り回されて、予定した事業の多くが後回りになったことをうかがわせる数字です。お手盛りのにあれもこれもと2億円近くも計上した合併対策費でさえも、支払済額は15.5%の3,073万円しかなく、この中で、特に6,550万円もの予算を組んだ委託料は、駐車場造成のための委託料として約272万円、4.1%が支出されただけでした。

平成17年度に出された予算は、JA茶工場建設への4億円や本川根からの合併負担金6,000万円を引くと、前年よりも3億3,000万円も少ない厳しい予算になっています。その中で「合併にかかる経費だけは」と気前よく計上したのに、こんなことなら、もっと町民のために回せたのではなかったのでしょうか。

2億円近い合併対策費の内訳は、町名変更に伴う費用として2,330万円、電算統合に伴う費用として5,731万円、新町のイメージアップに係る費用として522万円、女子職員の制服や議員、職員の防災服などに453万円、職員駐車場建設費に2,000万円余などですが、打ち切り決算までに支出した3,073万円の合併対策費の内訳は、ほとんどこれらの事業の中途支出となるもので、制服など、まだ新しいのにもったいないと当初予算で指摘した意見も見直されていないことが明らかになりました。それどころか、当初予算には計上していない教育委員会の公印作成負担金や、予算額を超えて支出した役場駐車場の茶樹補償金など、住民には厳しい、厳しいと言いながら、行政が行う事業には甘い姿勢なのは褒められるものではないと思います。

コミュニティ施設管理費では、298万8,000円の予算のうち、補正や流用も含めて155万8,000円支出していますが、143万円が未執行となっています。合併のすり合わせで集会所の修理などが、今まで旧中川根の方では地元が行う事業に対して全額町が見ていたのを、旧本川根に合わせて地元が行う事業にしてしまい、町が補助するということに変えられましたが、執行済みの工事費11万円にはなかった地元負担が合併後に持ち越された執行残については、地元負担が出てくるのではないかと心配です。



1年の計画を立てて活動する婦人会の補助は、当初の50万円のうち30万円しか支払っていません。8月には例祭を行う徳山の古典芸能保存会補助金27万5,000円も、町文化協会補助金142万5,000円も、町史研究会補助金はわずか5万円ですが、全く支払われていないのに、一方、11月に開催する産業文化祭実行委員会には補助金300万円を全額支給されています。この違いがどこから来るのか。町が行う事業には甘いと言えないものです。

老人福祉費で、瀬平のむつみの郷の用地購入経費が公有財産購入費で出ていますが、内容は土地鑑定委託料や用地測量委託料、分筆登記手数料などで、肝心の用地購入費としての支出は1円もなく、その手続のための経費は委託料や役務費で支出すべきと思います。第一、当初予算には公有財産購入費の節予算はとられていませんでした。

扶助費の介護福祉手当は240万円の予算に対し、5カ月分の支給で月20万円で計算したと言いつつながら、実際は76万5,000円しか支出されていないのは、対象者の認定が厳し過ぎるからではないでしょうか。施設に入っている人と違い、在宅で介護される人の御家族の御苦労ははかり知れないもので、むしろこういう方々への支援を強めるべきだと思います。

合併に振り回された半年の中で、住宅家賃の計算違いによるもらい過ぎ分が判明して、住宅家賃過誤納還付金253万8,656円、寡婦加算金32万9,400円が予算の流用で支出されていました。気がついた時点でこのような措置をしたということは大変評価されるものですが、7年間ももらい過ぎたままになっているなど、本来、行政のやることにあってはならないことだと思います。早く対応したことを評価する一方で、議会にこの間、何の報告もなかったことは、やはり褒められるものではないと思います。

住民が主役のまちづくり、町民一人一人を大切にできる身近な行政、町民参加で「小さくてもきらりと輝くまちづくり」を目指して、南アルプスの一番裾野で2町合併を進めたはずなのに、これまで守り育ててきた住民を守るための施策がじりじりと後退され、若い職員が次々と変わる指令にきりきり舞いさせられながら、住民にはその努力が伝わらないどころか、むしろ「一体何のための、だれのための合併なのか」と新たな負担増やサービス後退に不満の声が広がっているのも事実です。少しはよくなることを期待していた人たちの不満の声も上がってきています。

一方では、新しくなった町に「何かがよくなるかもしれない」「できるかもしれない」と前向きな期待を抱いている人たちがおられることも事実です。今、新町を歩き出して半年少し、川根本町が住民の暮らしを守るまちづくりの道を踏み外さないためにも、合併直前の半年間のお金の使い方を通して問題と思われることを幾つか指摘して、反対討論とします。

議長（佐藤公敏君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番、中澤智義君。

13番（中澤智義君） 私は、認定第1号、平成17年度中川根町一般会計歳入歳出打ち切り決算認定に賛成の立場から討論します。

この決算は、合併に伴い中川根町の予算執行を9月で打ち切り、そのために生じた決算認定であります。合併は9月20日と決定しておりましたが、一般行政や事業活動を合併と同時にとめるわけにはいきませんので、予算執行のみ打ち切りました。通常の決算とは違い、このことを念頭に置いて、私は決算審査に臨みました。

平成17年度の中川根町一般会計予算39億1,958万800円に対し、歳出は11億4,222万2,306円でし

た。執行率は29.1%でした。3月2日より3月7日まで休日を除いて4日間、各課の担当者により決算内容の説明を受けて審査いたしました。平成17年度中川根町一般会計は適正に進められていると判断いたします。

委員会での報告は、先ほど委員長が行ったとおりです。私は、平成17年度中川根町一般会計歳入歳出決算認定に賛成します。

決算特別委員会においても多数の認定に至っており、議員各位の理解を切望して、私の賛成討論といたします。

議長（佐藤公敏君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで討論を終わります。

これから認定第1号、平成17年度中川根町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第1号、平成17年度中川根町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立多数です。

したがって、認定第1号、平成17年度中川根町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

これから認定第2号、平成17年度中川根町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 間違いました。ごめんなさい。

議長（佐藤公敏君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで討論を終わります。

これから認定第2号、平成17年度中川根町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第2号、平成17年度中川根町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立多数です。

したがって、認定第2号、平成17年度中川根町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

これから認定第3号、平成17年度中川根町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第3号、平成17年度中川根町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第3号、平成17年度中川根町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤公敏君) 起立全員です。

したがって、認定第3号、平成17年度中川根町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

これから認定第4号、平成17年度中川根町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第4号、平成17年度中川根町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第4号、平成17年度中川根町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤公敏君) 起立全員です。

したがって、認定第4号、平成17年度中川根町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

これから認定第5号、平成17年度中川根町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第5号、平成17年度中川根町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第5号、平成17年度中川根町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤公敏君) 起立全員です。

したがって、認定第5号、平成17年度中川根町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

日程第11 認定第6号 平成17年度本川根町一般会計歳入歳出  
決算認定について

日程第12 認定第7号 平成17年度本川根町国民健康保険事業  
特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第8号 平成17年度本川根町老人保健特別会計  
歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第9号 平成17年度本川根町介護保険事業特別  
会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第10号 平成17年度本川根町簡易水道事業特別  
会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第11号 平成17年度本川根町温泉事業特別会計  
歳入歳出決算認定について

議長(佐藤公敏君) 日程第11、認定第6号、平成17年度本川根町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第12、認定第7号、平成17年度本川根町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、認定第8号、平成17年度本川根町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14、認定第9号、平成17年度本川根町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15、認定第10号、平成17年度本川根町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16、認定第11号、平成17年度本川根町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上6認定を一括議題とします。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号から認定第11号までを一括議題とします。

本案について、決算特別委員長の報告を求めます。決算特別委員長、高畑雅一君。

決算特別委員長（高畑雅一君） それでは次に、平成17年度旧本川根町分の打ち切り決算認定について、決算特別委員会に付託されました審査の経過と結果について報告いたします。

2月28日の本会議終了後に正副委員長の選出を行い、審査日程、要領について協議をいたしました。

3月3日から3日間、平成17年度一般会計決算から特別会計5件の決算審査について、それぞれの所管課長及び局長の説明を受け、審議を行いました。

9日には現地調査で、旧本川根町関係の福祉センター、上岸地区自主防災会の防災倉庫、東藤川地区の元大井川農協跡地の視察を行いました。視察後、午後1時から、認定第6号から認定第11号までの採決を行いました。

審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

認定第6号、平成17年度本川根町一般会計歳入歳出決算は、賛成多数で認定です。

認定第7号、平成17年度本川根町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

認定第8号、平成17年度本川根町老人保健特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

認定第9号、平成17年度本川根町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

認定第10号、平成17年度本川根町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

認定第11号、平成17年度本川根町温泉事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

次に、審査の結果状況の中での意見、質問、要望につきましては、全体を報告すべきではありますが、皆様方のお手元に資料を配付してありますので、幾つか抜粋して、朗読で報告とさせていただきます。

それでは、産業観光課所管から報告いたします。

審査は3月3日金曜日、9時より10時まで行いました。

6款1項5目茶業推進対策費、茶園改植奨励事業補助金、茶業関係団体補助金、緑茶加工施設整備事業補助金については、共同茶工場3工場、製茶機械購入補助、認定農業者3名、乗用型摘採機、製茶機購入補助等の説明があった。

7款1項3目観光費、観光施設の維持修繕、白沢温泉揚湯ポンプ修繕、観光関連施設工事、白沢温泉引湯布設改修工事、両国橋床板取りかえ工事、観光協会補助金等の説明があった。

温泉事業特別会計。

2款1項1目維持修繕費、委託料についての質問があり、接岨峡温泉から白沢温泉への毎日8トンの温泉運搬業務をシルバー人材センターに業務委託の経費との説明があった。

議会事務局所管。

審査日、3月3日金曜日、13時から13時10分まで行いました。

1款1項1目議会費、議員に関する経費、負担金、需用費、議事録調製委託料等の説明があった。

税務課所管。

審査日、3月3日金曜日、13時12分から13時28分まで行いました。

2款3項1目税務総務費、行政事務電算処理業務委託料、負担金補助及び交付金等の説明があった。長島ダム交付金についての質問があり、固定資産税交付金3億4,030万円が長島ダム交付金との説明があった。

出納室所管。

審査日、3月3日金曜日、13時30分から13時35分まで行いました。

2款1項4目会計管理費、出納に関する事務費等の説明があり、使用料及び賃借料については、みずほ銀行貸し金庫使用料との説明があった。

健康福祉課所管。

審査日、3月3日金曜日、13時40分から15時40分まで行いました。

3款1項1目社会福祉総務費、工事請負費についての質問があった。創造と生きがいの湯給湯施設改良工事で、光熱費削減のためガス給湯から灯油ボイラーに改修工事との説明があった。

国民健康保険事業特別会計。

平成17年9月までの国民年金加入者の出産が一人もいないのに対し、葬祭費件数が13件あり、少子・高齢化が進んでいるとの説明があり、保険給付費、老人保健医療費拠出金、共同事業拠出金等の説明があった。

老人保健特別会計。

1款1項2目医療支払費、柔整等老人医療費、高額医療費等の説明があった。

介護保険事業特別会計。

2款1項1目介護サービス給付費、ホームヘルプサービス、訪問入浴サービス、デイサービス等の利用者件数、要介護1から要介護5までの認定者数及び3月から6月までの各種サービス利用状況の説明があった。

企画調整課所管。

審査日、3月6日月曜日、9時から10時まで行いました。

2款2項4目ダム水源地域振興費、大井川長島ダム流域関連協議会負担金についての質問があった。国3分の1、町3分の1、その他の町3分の1との説明があり、今後も負担金を支出してもらえるよう努力されたいとの要望があった。

2款2項5目資料館運営費、資料館やまびこ使用者、入館者が少ないが、今後の運営はどのように行っていくかの質問があった。資料館やまびこは観光的内容で建設されたものでないため、今後の運営については検討中との説明があった。

住民課所管。

審査日、3月6日月曜日、10時15分から11時10分まで行いました。

2款4項1目戸籍住民基本台帳費、行政事務電算処理委託料の単価が3万1,500円と4万3,037円の違いがあるが、なぜかとの質問があった。単価の違いは、閲覧簿作成費等が加算されているとの説明があった。

8款4項1目住宅管理費、公営住宅の利用状況について質問があり、大島団地A・B棟合わせて24戸、桑野山団地11戸、合計35戸あり、全体で7戸の空き室があるとの説明があった。

簡易水道事業特別会計。

2款2項1目簡易水道建設費、大間、接岨、奥泉、青崎地内の水道テレメーター設置工事、北部簡水大沢浄水場ろ砂入れかえ工事等の説明があった。

総務課所管。

審査日、3月6日月曜日、11時15分から12時10分まで行いました。

2款1項9目基金管理費、庁舎建設基金積立金2億円の積み立てについての質問があった。合併特例債のみでは資金不足になるので、以前から少しずつ実施しているとの説明があった。

9款1項4目災害対策費、配布用として災害用真空パック毛布3,500枚、それらを保管するためアルミ製防災倉庫を15基設置したとの説明があった。

建設課所管。

審査日、3月6日月曜日、13時50分から14時10分まで行いました。

6款2項3目林道費、林道平栗線、林道坂京線、林道三ツ峰線等9路線の改良工事、舗装工事の説明があった。

教育委員会。

審査日、3月7日火曜日、9時から10時15分まで行いました。

10款5項3目海洋センター運営費、1日当たりの利用状況、ソーラーの状況、委託料の内訳について資料提出の要望があり、提出された。また、燃料費がかかっているが、燃料は何を使用しているかの質問があり、燃料は灯油を使用しているとの説明があった。

以上、抜粋して幾つかを報告いたしました。

終わりに、旧両町とも9月20日の新町合併に向け事務のすり合わせ作業を行いながら、合併までに取り組まなければならない事業、合併後速やかに実施しなければならないイベント事業の準備作業等、職員の皆様方には大変な御苦労があったと推察いたします。心よりお礼申し上げます。

4月から約6カ月の間、両町の打ち切り決算を実施した中で、特に今後の財政運営には格段の御配慮を賜り、厳しい財政状況の中、町が今、何をすべきかよく見きわめて予算執行に努めていただきたいと思います。

先ほども申し上げましたが、旧本川根町の打ち切り決算特別委員会審査におきましても、各課からわかりやすい説明を受けたため、スムーズに委員会を進行することができました。各担当課長の御配慮に心より感謝申し上げます。

また、委員からも活発な意見、要望等が寄せられ、大変有意義な審査が行われ、決算特別委員会を終了することができました。重ねてお礼申し上げます。

これで平成17年度旧両町決算特別委員会委員長報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（佐藤公敏君） 以上で委員長報告は終わりました。

決算特別委員会は、議長を除く全議員が所属委員となっておりますので、委員会審査の経過と結果に対する質疑は省略いたします。

これから認定第6号、平成17年度本川根町一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 認定第6号、平成17年度本川根町一般会計打ち切り決算に反対の立場から討論を行います。

人口が旧中川根のほぼ半分ぐらいの、旧本川根町の最近5カ年の一般会計決算額の当初予算の推移を見ました。大変驚くことに、平成13年度の旧中川根町で37億2,239万円、旧本川根町では36億9,911万円というのに始まって、歳入でも歳出でもほとんど同額であることです。そして、むしろ歳入では、平成15年度、16年度はむしろ旧本川根町の方が多くなっていて、歳出でも平成14年度、15年度、それに平成17年度の打ち切り決算額も旧本川根町の方が多くなっています。本当に財政豊かな町であるんだなということがわかりました。なぜ合併などしたのかと、豊かな町の住民への行政や議会の責任の重さを改めて強く感じたものです。

平成17年度の1年を見通して立てた当初予算は30億4,800万円、打ち切り決算の36億7,000万円より少ないとはいえ、町税は旧中川根町の4億2,115万円の当初予算に対して8億4,675万円で、地方交付税は旧中川根町の13億5,000万円の当初予算に対して7億5,100万円と、ほぼ半分に近い予算額で、町税の多い分が町に豊かな財政をもたらしていると考えられます。

合併までの歳出額は13億5,500万円で、当初予算の約44%、旧中川根町に比べて非常に高くなっているわけですがけれども、16億9,300万円が補正で減額したり、不用残として新町に引き継がれたこととなります。しかし、豊かな財源が町民の暮らしを守るために本当に使われていたのか。先ほどの委員長報告でもありましたけれども、防災施設を全地区に整備するなどという事業は本当に大きく評価されるものですがけれども、少なくとも平成17年度前半の打ち切り決算を見る限り、必ずしもそうは言えないものが出ていると思われまます。

それは、総務費の一般管理費19節で合併記念行事の実行委員会交付金1,040万円の支出や、5目財政管理費13節で総合支所兼防災センター建築調査業務委託費として328万6,000円が支出されたり、さらには9目基金管理費の積立金で役場庁舎建設基金を2億円も積み増しする一方で、企画費3目まちづくり事業費19節では、コミュニティ施設整備補助金54万7,000円や集会所用地取得費補助金68万円が出ていますが、2分の1の補助というので地元地区住民の負担もこれと同額あるわけで、なぜ住民負担にならないように旧中川根町のように工夫しなかったのか。豊かな町の財源が住民のために活かされていないのではないかと思えることは残念でならないというよりも、大変重大な問題だと思えます。

旧本川根町は、地籍調査を全く行っていないことがわかりました。委員会での旧本川根町の課長さんの説明では、国からの指導はあるがペナルティがないので行ってこなかった、合併したことだし、不在地主も増えたので、ぜひやるべきと思うというものでした。これまでやらなかったことへの一言の反省もないし、旧中川根町でさえも数年前から始めて100年はかかると言われているのに、その何倍もの面積のある旧本川根町では何百年かかるかわからないことだと思われまますけれども、このことに対する是非の検討もしないで、合併したらぜひやるべきというのは、余りにも無責任な言い方だと思えてなりませんでした。

当初予算に対する支出の執行率が民生費で46%、衛生費で36%、土木費で31%、農林費で26%の中で、商工費は61%とずば抜けて高くなっているのは、幾ら観光立町の町といっても、住民あ



っての観光のバランスが欠けているのではないのでしょうか。

白沢温泉ポンプ修理費600万円、もりのくに喫煙所建設費に323万円、白沢温泉ポンプ引き揚げ撤去費込みで341万円、もりのくに改修サーモ弁取りかえ129万円、白沢温泉自然流下の引湯施設改修2,065万8,000円など、合計6,419万円の工事請負費が当初予算で組まれていて、このうちの1,190万円が打ち切り決算までに支払われていますが、この中には、第三セクターであるもりのくにが経営破綻して解散したいと言っていることなどはひたすら隠して、ポンプ引き揚げ撤去費、新たな水脈からの自然流下施設など2,860万円の工事費が計画され、また、需用費の修繕費で支出した874万円のうちの600万円も白沢温泉の揚湯ポンプ修繕費となっていて、これらの説明など何もしないで、12月議会に出された川根本町予算に、ポンプがだめになって接岨から運んでいるが、経費もかかるし、接岨地区でもいつまでも持っていかれては困ると言っていると言って、故障を繰り返すポンプ設置はやめて、自然流下に行っている冷泉から引けば量も確保できると、もりのくにの問題など一言の報告もなしで工事請負費が承認されたことは、何も知らない旧中川根町側から出た議員にとっては大変許すことのできないことだと思います。

また、6款農林業費の2項林業費、3目林道費の工事請負費、当初予算が5,506万円のうち2,330万円を支払っていますが、10件の工事請負費のうち6件が、請負額は500万円から8万6,000円の事務経費を引いた491万4,000円の契約となっていました。残り4件のうち2件も783万300円と同額の契約となっていました。県でついた予算を工事希望箇所で割って発注したための似通った、分けた金額で、入札差金も含めて使える目いっぱい工事額を契約変更したために、同じ額になったとの説明でしたが、入札の公正さが本当に保たれているのか疑問を抱かずにはいられないものです。

長島ダム交付金や固定資産税などの豊かな財源があるとはいっても、その分の大半が交付税の収入額として算定され、減らされてしまいます。その上、幾つもの赤字の施設、観光施設に注ぎ込む一般財源は町民の暮らしを守る貴重な資金です。短時間の審査の中では到底十分な調査は不可能ですが、豊かな財源にもかかわらず、だれもが使う集会所や町道への地元負担を行う姿勢からも見えてくる、真に弱い立場の町民を守るお金の使い方をしていったのかということで、大きな疑問が残る打ち切り決算でした。

もちろん、いつも町民一人一人と向き合って仕事をされている小さな役場の職員にとって、直にぶつけられる生の声にこたえるための努力がどんなに大変で貴重なものであるかはわからないわけではありません。医療、福祉、教育における旧本川根町ならではの取り組みも数々あります。それらのよいところを新町に引き継がれて、改めるべきところは改めて、弱い立場の人も、だれもが合併してよかった、住んでいてよかったと言えるまちづくりを進めるためにも、わずかな期間の中でも問題と思われた点の幾つかを指摘して、反対討論とします。

議長（佐藤公敏君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。9番、森照信君。

9番（森 照信君） 私は、賛成の立場から討論させていただきます。

今回、打ち切り決算ということで、各旧町が必要な事業をやったことでありまして、それを一ター一つ、これがどうの、これがどうのというような形で取り上げれば、住民にとって必要な住民サービスということでやった事業でありますものですから、私は、その点を踏まえまして

賛成の討論をさせていただきますけれども、一応監査の方もしっかりとした報告を出させていた  
だいておりますものですから、そんな意味を持ちまして、賛成といたします。

議長（佐藤公敏君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで討論を終わります。

これから認定第6号、平成17年度本川根町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第6号、平成17年度本川根町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のと  
おり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立多数です。

したがって、認定第6号、平成17年度本川根町一般会計歳入歳出決算認定については、委員  
長の報告のとおり認定されました。

これから認定第7号、平成17年度本川根町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ  
いての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第7号、平成17年度本川根町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ  
いてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第7号、平成17年度本川根町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委  
員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、認定第7号、平成17年度本川根町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に  
ついては、委員長の報告のとおり認定されました。

これから認定第8号、平成17年度本川根町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての討論  
を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第8号、平成17年度本川根町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを採決

します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第8号、平成17年度本川根町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤公敏君) 起立全員です。

したがって、認定第8号、平成17年度本川根町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

これから認定第9号、平成17年度本川根町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第9号、平成17年度本川根町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第9号、平成17年度本川根町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤公敏君) 起立全員です。

したがって、認定第9号、平成17年度本川根町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

これから認定第10号、平成17年度本川根町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第10号、平成17年度本川根町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第10号、平成17年度本川根町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤公敏君) 起立全員です。

したがって、認定第10号、平成17年度本川根町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

これから認定第11号、平成17年度本川根町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第11号、平成17年度本川根町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第11号、平成17年度本川根町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤公敏君) 起立全員です。

したがって、認定第11号、平成17年度本川根町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

#### 会議時間の延長

議長(佐藤公敏君) 本日の会議時間につきましては、日程の都合によりまして延長をいたしますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、5時まで休憩いたします。

休憩 午後 4時50分

再開 午後 5時00分

議長(佐藤公敏君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第18 議案第27号 平成18年度川根本町国民健康保険事業  
特別会計予算

日程第19 議案第28号 平成18年度川根本町老人保健特別会計  
予算

日程第20 議案第29号 平成18年度川根本町介護保険事業特別  
会計予算

日程第21 議案第30号 平成18年度川根本町簡易水道事業特別  
会計予算

日程第22 議案第31号 平成18年度川根本町温泉事業特別会計  
予算

議長（佐藤公敏君） 日程第17、議案第26号、平成18年度川根本町一般会計予算、日程第18、議案第27号、平成18年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算、日程第19、議案第28号、平成18年度川根本町老人保健特別会計予算、日程第20、議案第29号、平成18年度川根本町介護保険事業特別会計予算、日程第21、議案第30号、平成18年度川根本町簡易水道事業特別会計予算、日程第22、議案第31号、平成17年度川根本町温泉事業特別会計予算、以上6議案を一括議題とします。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案26号から議案第31号までを一括議題とします。

本案について、予算特別委員会の報告を求めます。森照信予算特別委員長、報告をお願いいたします。

予算特別委員長（森 照信君） それでは、平成18年度予算について、予算特別委員会に付託されました審査の経過と結果について報告いたします。

2月28日の本会議終了後に正副委員長の選出を行い、審査日程、要領について協議をしました。

3月10日から16日までの4日間、ハードなスケジュールの中、平成18年度一般会計予算から特別会計5件の予算審査について、それぞれの所管課長及び局長の説明を受け、審議を行いました。

16日には現地調査で、山振緊急対策事業の集落道境川線、クリーンピュア川根、急傾斜地崩壊対策事業で三津間地区、農林業センターの4カ所の現地視察を行いました。視察後、午後2時から、議案第26号から議案第31号までの採決を行っております。

審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第26号、平成18年度川根本町一般会計予算は、賛成多数で可決です。

議案第27号、平成18年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算は、賛成多数で可決です。

議案第28号、平成18年度川根本町老人保健特別会計予算は、賛成多数で可決です。

議案第29号、平成18年度川根本町介護保険事業特別会計予算は、賛成多数で可決です。

議案第30号、平成18年度川根本町簡易水道事業特別会計予算は、賛成多数で可決です。

議案第31号、平成18年度川根本町温泉事業特別会計予算は、賛成全員で可決です。

次に、審査の結果状況の中で意見、質問、要望につきましては全体を報告すべきですが、皆様

方のお手元に資料を配付してありますので、要望等、幾つかを抜粋して、朗読で報告させていただきます。

それでは、税務課所管から報告いたします。

2款3項1目税務総務費、評価方式移行事業委託料については、旧中川根町エリアに簡易路線価方式移行事業を行う、空中写真撮影、骨格図作成、仮路線設定などであるとの説明を受けた。町民税の回収率はどのくらい見ているのかの質問には、97%を見込んでいるとの回答があった。

出納室所管。

ギャラリー内にあるATMは稼働率が悪いので、今年度中に撤退するとの説明を受けた。

総務課・管理課所管。

2款1項8目自治会振興費、自治会区の編成見直しはあるかの質問に、今後の行政役割分担を見ながら、また、自治会と話し合いながら見直したいとの答弁がありました。

2款1項10目総合支所管理費、建物清掃管理委託料のないのはなぜかの質問に、職員、用務員が行っているためであると答弁があった。

9款1項2目非常備消防費、備品購入等の契約についての質問には、一括契約で実施したいと考えているとの回答であった。

9款1項4目災害対策費、工事費のデジタル移動通信システム整備事業については、現在、有線、無線との合同を考えているが、将来移設可能なものなど、むだのない支出を検討しているとの説明があった。

企画環境課・企画観光課所管。

2款2項1目企画総務費、町総合計画審議会委員についての質問には、まだ立ち上げてはいないが、15名で構成を考えているとの答弁があった。町総合計画策定委託料についての質問には、人件費、調査費等で委託者に任せ切りではなく、アンケート調査を踏まえて行うとの答弁であった。

2款2項3目まちづくり事業費、千年の学校運営費補助金について、いろいろな講座を開くが、開いただけで終わってしまう。習ったことを地域、グループなどで利用し、まちづくりに生かしていただきたいとの要望があった。

7款1項8目もりのくに運営費、指定管理者制度による実施なのかの質問には、直営で実施の返答がありました。また、委託の方法についての質問には、包括的な業務委託を5月ごろには立ち上げていきたいとの答弁であった。

健康増進課・保健福祉課所管。

3款1項1目社会福祉総務費、創造と生きがいの湯運営委託料について、利用が少ないので、全町民が利用するようPRすべきであるとの要望があった。

3款1項2目心身障害者福祉費、小規模授産所運営費についての質問には、本川根作業所は社会福祉協議会へ委託してある。枝松作業所においては、保護者を中心に運営しているとの答弁であった。

3款1項4目老人福祉費、在宅高齢者配食サービス事業委託料については、旧中川根町においては社会福祉協議会、旧本川根町においては商工会に委託してあるとの説明があった。

町民課・住民課所管。

4款1項6目環境衛生費、霊柩車運転業務委託について、シルバー人材センターに委託、運転者を派遣してくれるとの説明を受けた。

4款2項1目塵芥処理費、ごみ収集は旧両町とも4人、4人で回る、4月1日より廃プラ、紙、生ごみなど一緒に出せる、袋も丈夫なものを検討しているとの説明があった。

産業課・事業課所管。

6款1項1目農業委員会費、農地基本台帳管理システム作成業務委託料についての質問には、旧両町にあったが、新しく町全域を対象として農地台帳を作成する業務委託ですとの答弁であった。

6款1項6目農林業センター運営費、工事請負費については、旧豚舎跡を解体して手もみ茶製造研究室、釜炒り茶製造研究室などを建設するとの説明を受けた。

建設課・事業課所管。

8款3項1目河川総務費、排水機場保守点検業務委託料についての質問には、旧本川根地区においては4カ所、旧中川根地区においては2カ所である。旧本川根町においては町の管理、旧中川根町においては県の管理であるとの答弁であった。

教育総務課所管。

10款1項3目教育諸費、中高一貫教育事業について3年目になるが、その成果はどのようなものであるかの質問には、成果が向上しているのは確かであるが、中学生にとって進学校の選択肢が広がっていることは確かである。地域の住民がこの制度の意味合いを理解されていない感じがするとの答弁であった。今後、学校側、行政側、また議会側としても前向きに取り組んでほしいとの要望があった。私立幼稚園就園奨励費補助金について、所得額が世帯対象になっているが、個人対応にできないかの質問には、国の基準で定められているとの答弁であった。北小学校が統合し、その跡地の利用についてどのように考えているかの質問には、検討委員会等、その中でいい方向での利用を考えていきたいとの答弁であった。

10款4項2目生涯学習推進費、青少年学級についての質問には、旧本川根町のわんぱく塾、旧中川根のふるさと学級であり、新しい名前は検討中であるとの答弁であった。

10款4項4目資料館運営費、エージェントや観光協会等にPRし、各学校等に働きかけてほしいとの要望があった。

10款5項1目保健体育費、県の指導もあり、カヌークラブを中心にスポーツ少年団を立ち上げたいとの説明があった。

温泉事業特別会計。

入湯料は一般会計へ入れてあるので、今後、特別会計にするのか検討したらとの意見がありました。

介護保険特別会計。

介護認定審査会運営費については、今の制度は平成17年度、18年度分であり、平成19年度以降は三師会と検討を要するとの説明があった。

介護サービス等諸費の中では、地域密着型介護サービス費が新しく導入されたので、予算が増

えたとの説明があった。

国民健康保険事業特別会計。

健康世帯表彰については、基準として、滞納がなく無受診世帯であること、記念品については、人間ドック健診を考えているとの説明を受けた。

老人保健特別会計。

見込み額の算定根拠はどのようにして算定されたのかの質問には、過去1年間の医療費実績のうち、高額な医療費6カ月分の平均により算出するとの答弁があった。

簡易水道事業特別会計。

水源・施設基礎調査委託についての質問には、10年に1回調査するもので、今回4カ所を行う、水源地域の状況の変化なども調査するとの答弁であった。

以上、抜粋して幾つかを報告しました。

終わりに、政府による三位一体の改革が平成18年度で一応第1期が決着しましたが、補助金改革では、まだまだ国の関与が不十分ではないかと思うばかりです。当町を含めた自主財源の乏しい山間地域などでは、どうしても地方交付税の持つ財政調整機能に頼るしかありません。このような中、国においても交付税の削減論ばかりでなく、長期的な地方財源の安定化を図っていただきたいと思っております。

当町におかれましても、平成18年度は全国規模とした3大イベントの開催が予想されています。今後、職員におかれましても厳しい財政状況の中、御苦勞の点多々あるかと思いますが、小さな自治体でこそでき得る、特性を生かした配慮の行き届いた住民サービスの維持に努めていただきたいと思います。

また、予算特別委員会審査におきましても、各課からわかりやすい説明を受けたため、スムーズに委員会を進行することができました。各担当課長の御配慮に心から感謝申し上げます。

委員からも活発な意見、要望が寄せられ、大変有意義な審査が行われ、予算特別委員会を終了することができました。重ねてお礼を申し上げます。

これで平成18年度予算特別委員会委員長報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（佐藤公敏君） 以上で委員長報告は終わりました。

予算特別委員会は議長を除く全議員が所属委員となっておりますので、委員会審査の経過と結果に対する質疑は省略いたします。

なお、先ほど日程第22、議案第31号、平成18年度川根本町温泉事業特別会計予算を議題とするに当たりまして「17年度」と申し上げましたが、「18年度」の誤りでございますので、訂正させていただきます。

これから議案第26号、平成18年度川根本町一般会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 平成18年度川根本町一般会計予算に反対の立場で討論を行います。

提案された予算案は、川根本町初めての1年間を通しての予算で、一般会計予算は歳出歳入64



億8,000万円とし、説明資料の20、21ページにある前年対比で見ると、平成17年度の2町の当初予算の合計67億1,800万円より2億3,800万円少ない予算額になっています。平成17年度の最終予算規模よりも10億円も少なくなっているのは、当初予算では腰だめで少なく計上している地方交付税や、繰越金の見込みが明らかになったものを上げたためで、これを見ても、平成18年度でも少なくとも3億円から4億円の歳入増が見込まれることが考えられるわけで、例年、基金の取り崩しを減らして後年度の会計を楽にする方法がとられていますが、少なくとも町民に「お金がない」とは言えないと思います。

国は定率減税の廃止による、いわゆるサラリーマン増税や、高齢者の非課税限度額の引き上げなどで国民全般にわたる庶民大増税を進めていますが、その影響が当町の当初予算の個人の町民税にもあらわれ、均等割で60万円増収、所得割で1,380万円の増収を見込む一方で、自然減でも8%の見込みを差し引いて4%の増額を見込んだ予算額としたとの説明でした。

国は、定率減税の廃止は2005年度の半減と合わせて所得税で2.5兆円、住民税で0.8兆円、合わせて3.4兆円弱の増税で、その影響を最も受けるのは子育て世代のサラリーマン世帯である。それでなくても、子育て支援は何といっても財政支援が柱と言われているときに、このような全サラリーマンに網をかけた増税策の問題の重大性が報道されていましたが、当町の元気の一番の中心であるサラリーマン世帯への増税は、国の平均以上に子育て世代に痛みを強いるものと危惧されるものです。

それだけに、町としては子育てに頑張る若い親世代を励ますためにも、できる限りの支援策を講じなければならないのが今回の平成18年度予算の使命とも言うべきものと思われませんが、私はその観点に立って、新たな行政による住民負担が行われていないか、むだな支出がされていないか、真に住民を守る予算になっているかをどの会計予算においても調べた上で、いろいろな点で行政の努力も認めた上で、最少の支出で最大の効果を上げるのが使命の貴重な税金を使った予算について、さらにまだ検討すべき余地のある問題点を幾つか指摘して、反対討論とします。

まず第1に、母子保健費の扶助費の乳幼児医療費補助ですが、県が所得制限を700万円から800万円ほどに広げたことで、143万5,000円の増額になっていますが、それでもなお当町は県に合わせた所得制限を行い、わずか数人の子供を対象から外していることです。これまでも、先ほどの一般質問でもしつこいくらい見直しを求めてきたことですが、県より一足早く、すべての入学前の子供の医療費を1回500円で4回まで、あとは無料で診てもらえるよう補助していた当町で、県が当町同様に補助を引き上げたというニュースと同時に、それならもっと補助の対象を拡大しようとする自治体が当然あらわれ、多くのお母さんたちが「自分たちの町でも」と期待されたことと思いますが、それなのに、拡大どころか、今まで補助を受けていた親御さんから五、六人の方が、町が県に右へ倣えで導入した所得制限によって補助対象から外されてしまいました。

入院時の食費の補助もなくしてしまい、今度の平成18年度の予算においても見直しはされませんでした。子育て支援が大事という行政の姿勢に疑問を禁じ得ません。

また、国の子育て支援策の一環で、児童手当の支給年齢が小学校3年生から今度はさらに卒業までに引き上げられ、町の予算も1,000万円弱を増やして、県の負担額も500万円ほど増えています。なぜか肝心の国の負担金は県の方に吸収されたのか、反対に800万円も減額になっている

のは担当者の内輪の見積もりというわけでもないはずで、このような国の姿勢は許せないものです。

また、ここでも乳幼児医療費同様の所得制限が持ち込まれ、多分、同じ親御さんたちが所得オーバーということで何の恩恵も受けられなくなっていることは、およそ子育て支援の名に反する冷たい仕打ちと言わざるを得ないもので、わずか数人を外すようなことをするのではなく、すべての子育て世代に対して同じように支援するのが、血の通った小さな町の温かい行政のやるべきことではないでしょうか。

また、町指定のごみ袋に関する予算も重大な問題があります。

昨年9月の合併で新たなごみ袋がつくられました。旧中川根町民にとっては、袋が小さい、すぐ破けると、たとえ1袋5円安くなっても苦情が絶えないもので、旧中川根町の町民の方にとっては、今まで廃プラごみは買い物でもらうレジ袋などで無料で出せたのが、35円の袋を買わなくてはならなくなり、その分わざわざごみを町は増やすことになりました。

島田市に建設した高温ガス化溶融炉が完成し、ことし4月から組合での本格稼働が始まりますが、高温で燃やすのでダイオキシンは出ないとのことで、4月からは今まで分別していた廃プラごみ類も燃えるごみと一緒に出すことになり、そのため再度ごみ袋をつくりかえる予算が塵芥処理費の需用費の印刷製本費の中に400万円ほど盛り込まれました。また、その他の手数料には、商店に支払う約200万円ほどの売捌手数料も盛り込まれており、歳入では、衛生手数料で約988万円の可燃物処理手数料が乗せてあります。これは直接搬入手数料なども含んでいると思われますので、袋の運搬・焼却費用も計算すればばかにならない額で、町に残るお金などほとんどないはずで。

それだけでなく、わざわざ必要のないものをつくって燃やして環境に与える負荷は、さらに深刻な問題です。住民に必要な負担を押しつけ、ごみを増やして、一体何がよくなるのでしょうか。有料化こそが減量化の決め手と信じ込んでおられる町長ですが、商店もレジ袋の有料化、あるいは袋が要らない人にはポイントを与えるなど、ごみ減量化の工夫を始めている時代です。ごみを入れるのに必要になったら袋をもらえばいい、それこそが一番のごみ減量化になると思いませんか。予算が通っていない時点で袋をつくるようなことはしていないと思いますので、ぜひ再考を求めるものです。

2項企画費、4目コミュニティ施設管理費で、19節コミュニティ施設整備事業費補助金が出されましたが、旧中川根町ではこれまでなかったもので、合併のすり合わせで負担増になったものです。原山、前山、寺馬の3カ所で299万8,000円の予算が乗せてありますが、大規模修理なら町が10分の9の補助を、小規模なら2分の1を補助するための予算です。

旧中川根町では、地域活動を活発にするため、防災活動や、いざというときの救援の拠点にと全地区に1棟ずつ地元負担なしで建ててきた集会所です。合併のすり合わせでつくった条例は、旧中川根町民にとっては、どんな理由をつけようとも大変な負担増となるものです。

委員会では原山地区出身の議員の方から、今までは1地区1集会所しか認めないと言われていて、集落が離れている地区ではどうしても必要なので自分たちでつくって管理するしかなく、その負担が大変で屋根の雨漏りも直せなかったが、今度は町から補助が出るようになったので修繕

ができ、むしろありがたいとの意見が述べられ、行政がそんな弱い者いじめをしていたことを初めて知り、驚きました。おろくぼ地区で集会所を建てかえたときは、1地区1集会所とか地元負担などということは一言も聞いていませんし、このように離れた集落だからこそ、いざというときのために町の責任で整備するのが当然との認識で建てかえが行われたからです。

住民から負託を受けた議員の仕事は、全体として明らかに大変な負担増になることについて、一部の利害だけを取り上げて「ありがたい」などと言うのではなく、おかしいことはおかしいと指摘して改善を求めることこそ議員の仕事と思っている私には、理解できない発言でした。

平成18年度予算には、総合計画策定委託料600万円、地域福祉計画策定業務委託料487万円、保健計画策定業務委託料330万円、健康管理システムデータ作成処理委託料350万円、一般廃棄物処理基本計画作成業務委託料300万円、農地基本台帳管理システム作成業務委託料250万円、農業振興地域整備計画策定業務委託料250万円などなど、さまざまな計画づくりの予算が計上されています。こんなに計画をつくらなければ、町民が望んでいるまちづくりはできないのでしょうか。この計画づくりに一体どれだけの町民の声が取り入れられるのでしょうか。一番多くの町民が望んでいる、今以上の負担増は絶対にしないしてほしい、少しでも子育てしやすい町にしてほしい、年をとっても安心して暮らせる町にしてほしいという、このことを守ることが一番大事だと思います。どんなに立派な計画を何度つくっても、幾つつくっても、町民の声にこたえないのでは机上の空論にしかすぎないと思います。

平成18年度に当町を会場にして開かれる全国規模のイベントに、多額の予算が組まれました。新規事業説明書によると、接岨湖フェスティバルの事業費は3,670万円のうち、国や県、参加団体の負担も多く、町の支出は700万円ほどですが、カヌー大会の1,850万円や第60回全国お茶まつりの1,000万円の当町負担分は、大半が町の一般財源や基金を充てて賄われることになっています。多額な財源を生かし、成功させるには、町民の理解と協力こそが重要です。

7款商工費は3億1,600万円で、前年より4,400万円増えていますが、実際はもりのくに運営費や温泉関係繰出金の配置がえによる増額で、肝心の商工振興費では1,366万円の減額で、商工会活動補助金が20万円減額したことに對しても、委員会では旧本川根出身の議員より、合併で支所となった旧本川根役場周辺がさびれている、たとえ20万円の減額でも、そこで働く人の人件費の減額につながるので、もっと慎重に扱ってほしいとの意見が出されたほど、実態は深刻な状況だと思います。

わずか二十数名の町民しか参加していない合併協議会で取り決めて固執している総合支所の建てかえを、既成事実のように扱っていますが、旧本川根町の町民の多くの方が第1に望んでいることでしょうか。合併すれば職員は次第に適正数に減らされるのは、これこそ合併の宿命で、避けることのできない現実です。住民の利便性を確保するというなら、地区の集会所に職員を配置して、維持管理費の地元負担を廃止し、住民と一緒に地域づくりを進める方が、住民にとっては便利で元気が出るはずです。がらがらの総合支所になるよりも、住民の意見を聞いて、高齢化の町で若い人を一人でも多くとどめるためにも、高齢者の福祉施設、ショートステイぐらいは可能な施設を整備することも選択肢に入れるなど、多額な経費がかかる老人保健施設など町外の施設に行かなくても済むようにすれば、職場も増え、地域もある程度活性化して、住民にとっても安

心して暮らせる町になるのではないでしょうか。

平成18年度予算でのすばらしい取り組みの数々については、これからの賛成討論で述べられると思いますので、あえて言いませんが、「小さくても輝くまちづくり」はこれからです。町民の活力を引き出し、町民の協力を得られる元気なまちづくりを実現するためにも、まだ今なら軌道修正も間に合う川根本町と思いますので、町民の声にしっかりと耳を傾けた、真に暮らしを守る姿勢が不十分であることを指摘して、反対討論といたします。

議長（佐藤公敏君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番、中澤智義君。

13番（中澤智義君） 私は、議案第26号、平成18年度一般会計予算に賛成の立場から討論します。

当予算は、中川根町、本川根町が合併して最初の通常予算です。総額64億8,000万円で、昨年両町予算合計額67億1,800万円より2億3,800万円減の予算です。しかし、昨年はJ A大井川中川根製茶工場へ4億円の補助金がこの予算に組み込まれておりましたので、それを考えますと、本年度の予算は実質1億6,200万円の増と見られます。

平成18年度の川根本町の予算内容を見ますと、昨年と大きく違っている点は総務費並びに議会費です。両方で4億3,552万円の減です。これは合併終了による合併予算の消滅と、合併効果のあらわれと思われる。民生費は4,821万円の増です。農林水産費は1億6,512万円の減です。これは先ほど申し上げたとおり、J A大井川の製茶工場への4億円の補助金がありましたので、実質は2億3,488万円の増と見るのが正確かと思えます。消防費は1億9,467万円の増、デジタル移動通信システムの整備事業が大きな増の要因となっています。その他の課の予算は大きく違ってはおりませんが、平成18年度の予算は事業に積極的に取り組む姿勢があらわれていると思います。

また、本年度はイベント事業が多く、「森と湖に親しむつどい2006」766万円、カヌージュニア選手権・カヌースラロームワイルドウォータージャパンカップに1,850万円、第60回全国お茶まつりに1,000万円、縁結び事業、ちゃっきり娘養成に490万円、町営住宅整備に1億2,533万円、県営中山間地整備事業に1,787万円、スクールバス運行事業に3,144万円と、地域の発展と地域の発信を目的としたイベントや活動、また、地域の整備事業に的確に予算が配分されております。

平成18年度一般会計予算は、3月10日より休日を除いて3月15日まで4日間、予算特別委員会で審査を受けました。各課より担当者が予算の内容や事業説明を行い、予算審査は終了しております。結果、内容は、先ほど予算特別委員長より報告がありましたとおりです。

私は、平成18年度川根本町一般会計予算に賛成します。

予算特別委員会でも十分な審議が行われており、平成18年度川根本町予算承認に各議員の御配慮を賜りたいとお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。

議長（佐藤公敏君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで討論を終わります。

これから議案第26号、平成18年度川根本町一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第26号、平成18年度川根本町一般会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤公敏君) 起立多数です。

したがって、議案第26号、平成18年度川根本町一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第27号、平成18年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号、平成18年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第27号、平成18年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤公敏君) 起立多数です。

したがって、議案第27号、平成18年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第28号、平成18年度川根本町老人保健特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号、平成18年度川根本町老人保健特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第28号、平成18年度川根本町老人保健特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤公敏君) 起立多数です。

したがって、議案第28号、平成18年度川根本町老人保健特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第29号、平成18年度川根本町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号、平成18年度川根本町介護保険事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第29号、平成18年度川根本町介護保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤公敏君) 起立多数です。

したがって、議案第29号、平成18年度川根本町介護保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第30号、平成18年度川根本町簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) 議案第30号、平成18年度川根本町簡易水道事業特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

まず最初に、住民へ安全でおいしい水を途絶えることなく供給するために、夜も昼もなく細心の注意を払って仕事に励んでおられる職員、関係者の皆様に心から感謝と敬意を述べさせていただきます。この冬も、野志本簡易水道の供給開始のとき、なかなか水が送られず、凍りつくような寒さの中で一分でも早く水を送ろうと努力され、また、水が届かなくて困っておられるお宅には一軒一軒水を届けるなど、そういう姿勢を拝見して本当に頭が下がる思いでした。

そんなに御苦労されているこの会計になぜ反対するのかと言われると、それは、ことし4月から旧中川根側だけの水道料金値上げが行われる会計でもあるからです。

税金でも医療でも年金でも介護でも、そして町のいろいろな施策においても、負担増とサービスの切り縮めが繰り返される中で、たとえ工事費による借金が増えているからといって、今、何が何でも値上げをしなければどうにもならない状況ではないはずですが、それなのに、合併協議会で水道会計の借金や一般会計からの繰り入れの多いことを指摘されると、苦しさ逃れに、既に中川根側の方が本川根側よりも高いにもかかわらず、中川根側の水道料金だけ値上げすることを約束されました。そして、いい施設からよい水を飲めるのだから料金が高くても仕方がないとの答弁がされましたが、ということは、いずれ本川根町側も今よりよい施設にしていくということではないでしょうか。一般会計からの繰り入れが多いことも、旧本川根町では電源地域水源交付金をつぎ込んで整備してきたのですから、特別中川根側の借金や一般会計からの繰り入れをとやかく言われるものではないはずですが。

合併で最も避けなければならないことは、すり合わせにより、どちらかの町が負担増になることです。

水道工事は必要に迫られて行うもので、素人の私には確信を持って言うことはできませんが、

決してむだで華美な工事を行ってはいないはずで、だれに責められるものでもないはずで、それなのに、一般会計からの繰り入れを減らした事業財源計画をつくって、値上げを仕方のないことのように見せかけたのは許すことのできないものでした。1つの町になって同じ料金にするならともかくも、高い方の料金だけをさらに値上げして今でさえ差がある料金の差をさらに大きく拡大するなど、絶対に行政がやるべきではないことだと思います。

さらに、ことしから始める田野口地域の簡易水道整備工事では、まだ新しい水の供給を受けてもないときから、中川根側の値上げした水道料金を徴収することも決められました。国の補助をもらうためとの説明ですが、今までは一度もそんなことはなかったことです。住民負担を増やさない努力がどれだけ尽くされたのか、大いに疑問を持つものです。

どんなに職員の方たちが日夜御苦労されていることが、その言葉にあらわせない御苦労に頭から水をかけるようなことをトップや管理者、議会が一緒になって進めるような町で、本当に町民がこの町に住んでいてよかったと言えるまちづくりができるのか。町長がしばしば口にされる、小さくても輝くまちづくりを本物にするためにも猛反省を求めて、反対討論といたします。

議長（佐藤公敏君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、高畑雅一君。

7番（高畑雅一君） 賛成の立場から討論をいたします。

本件の平成18年度川根本町簡易水道事業特別会計予算には、快適に暮らせる生活環境の整備を図るための、年間を通してより安全で安心して使える水道を維持していく、そのための水道維持管理費、また、旧中川根町田野口地区の簡易水道建設費、それから旧本川根町大間、南前山を初めとする5カ所の水道建設費等が含まれております。

先ほど鈴木議員の指摘のとおり、旧中川根町、旧本川根町の水道料金、基本料金と追加料金の差はございますけれども、平成17年6月24日付で簡易水道運営委員会の改正内容について諮問をしております。また、平成17年7月11日には、簡易水道料金を改正することについて諮問事項を認めるとの答申もされております。

なるべく早い時期に格差をなくしていくように検討をし、また、統一していただけるように望みまして、私は本案に賛成といたします。

以上です。

議長（佐藤公敏君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで討論を終わります。

これから議案第30号、平成18年度川根本町簡易水道事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第30号、平成18年度川根本町簡易水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立多数です。

したがって、議案第30号、平成18年度川根本町簡易水道事業特別会計予算は、委員長の報告の

とおり可決されました。

これから議案第31号、平成18年度川根本町温泉事業特別会計予算について討論を行います。  
討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号、平成18年度川根本町温泉事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第31号、平成18年度川根本町温泉事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤公敏君) 起立全員です。

したがって、議案第31号、平成18年度川根本町温泉事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

#### 日程第23 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長(佐藤公敏君) 日程第23、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、次期議会の会期日程と議会運営に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

#### 日程第24 常任委員会の閉会中の継続調査の件

議長(佐藤公敏君) 日程第24、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、常任委員会に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)



議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

#### 日程の追加

議長（佐藤公敏君） お諮りします。

お手元にお配りした追加議事日程のとおり、助役の選任について外 5 件を日程に追加し、追加日程として議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、助役の選任について外 5 件を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定しました。

#### 追加日程第 1 同意第 1 号 助役の選任について

議長（佐藤公敏君） 追加日程第 1、同意第 1 号、助役の選任についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 同意第 1 号、助役の選任についての提案理由を申し上げます。

現在、空席となっております川根本町の助役として、昨年10月16日の町長就任以来、検討を重ねてまいりました。合併後の行政運営を進めていく上で、また行財政改革をとともに進めていく観点から、行政経験が豊富であり、これからの川根本町の将来を真摯に考えていただける人材を検討してまいりました。

このような中、旧中川根町役場出身の澤本廣氏を助役に選任したいと考え、御同意をいただきたく提案するものであります。

澤本氏は現在61歳で、川根本町上長尾にお住まいであります。

昨年 3 月末に中川根町役場を退職されるまで、昭和39年、中川根町役場に採用され、昭和63年 4 月より、教育委員会事務局長を皮切りに、議会事務局長、建設課長、産業課長、税務課長、総務課長を歴任され、平成15年 4 月 1 日よりみどりの課長をされ、平成17年 3 月31日に定年退職されております。また、平成 8 年より参事の職にあります。

誕生間もない川根本町の行政運営、また、この地域の将来を考えていく上で、私のよき相談相手として、また補佐役として協力いただき、よりよい町政を推進していきたいと考えております。

よろしく御審議いただき、御同意いただくようお願い申し上げます。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで討論を終わります。

これから同意第1号、助役の選任についての同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、同意第1号、助役の選任についての同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

- |        |        |   |
|--------|--------|---|
| 追加日程第2 | 議案第32号 | 公の施設の指定管理者の指定について<br>（不動の滝自然広場オートキャンプ場） |
| 追加日程第3 | 議案第33号 | 公の施設の指定管理者の指定について<br>（くのわき親水公園キャンプ場）    |
| 追加日程第4 | 議案第34号 | 公の施設の指定管理者の指定について<br>（アプトいちしろキャンプ場）     |
| 追加日程第5 | 議案第35号 | 公の施設の指定管理者の指定について<br>（池の谷キャンプ場）         |
| 追加日程第6 | 議案第36号 | 公の施設の指定管理者の指定について<br>（八木キャンプ場）          |

議長（佐藤公敏君） 追加日程第2、議案第32号、公の施設の指定管理者の指定について（不動の滝自然広場オートキャンプ場）、追加日程第3、議案第33号、公の施設の指定管理者の指定について（くのわき親水公園キャンプ場）、追加日程第4、議案第34号、公の施設の指定管理者の指定について（アプトいちしろキャンプ場）、追加日程第5、議案第35号、公の施設の指定管理者の指定について（池の谷キャンプ場）、追加日程第6、議案第36号、公の施設の指定管理者の指定について（八木キャンプ場）、以上5議案を一括議題とします。御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号から議案第36号までを一括議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第32号、公の施設の指定管理者の指定について（不動の滝自然広場オートキャンプ場）の提案理由について御説明申し上げます。

現在、町内の不動の滝自然広場オートキャンプ場は、管理委託契約を締結し、運営しております。

今回、4月1日より公の施設の指定管理者制度へ移行するに当たり、不動の滝自然広場オートキャンプ場より申請書の提出があり、3月13日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請書の審査を行い、キャンプ場の指定管理者を選定いたしました。

つきましては、川根本町キャンプ場条例第5条の規定により、議案第32号、公の施設の指定管理者の指定について（不動の滝自然広場オートキャンプ場）を上程いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 多分、今からお聞きすることは、この5つの件で、指定管理者のことで同じだと思いますので、もし違うものがありましたら、またその都度教えてください。同じでしたら、もうここで一括というか、聞いてしまいますので。

まず第1点は、この指定管理者になる人たちの責任と権限についてなんですけれども、施設を任される、自由に使っていいよというふうに原則的にはなるわけですね。そうなったときに、例えば施設の修繕、あるいはこここのところを変えたいということがだれの責任でされるのか、また、許可とか権限ですね、勝手にどこまでやっていいのかわかるのか、そのことについてお聞きいたします。

それからまた、施設の維持管理費ですね。電気代とか水道、トイレ管理、そういう維持管理費がかかると思うんですけれども、これまでの経過の中では、維持管理費が売り上げというか、使用料より少ないから受けていただけたんだと思うんですけれども、もし不足を生じた場合にはこの指定管理者の責任になるとして、赤字になってもそういうものを払っていくのかどうか、町が補てんしようと考えているのか。

その2点についてお伺いいたします。

議長（佐藤公敏君） 企画観光課長。

企画観光課長（羽根田泰一君） 鈴木議員にお答えします。

1つ目の修繕についてですけれども、先ほどコミュニティの施設でも、大規模修繕とか小修繕とかありましたけれども、今後、指定管理者にお願いしても、大修繕等は町と協議していただいて進めていきたいと思っております。

2つ目の、不足を生じた場合ということですが、現在、申請をいただいたキャンプ場は運営して下さっているということで、不足が生じないように指定管理をやっていただくということを前提としてお願いしようと思っております。

不足が生じた場合は、またその都度協議しようと思っております。

以上です。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 大規模修繕については町と協議して、集会所の補助割合でやるということでしょうか。小規模修繕はどうなるのでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 企画観光課長。

企画観光課長（羽根田泰一君） 大変失礼しました。

コミュニティ施設のことについて参考に出したものですから、ちょっと誤解を生じたと思いませんけれども、大規模とか小規模というのは、それぞれのキャンプ場を見て回ったんですけれども、結構もう疲労しているというか、大分老朽化しておりますので、将来間違いなく修繕しなければならないと思っていますけれども、財政との調整もありますので、ケース・バイ・ケースというか、ちょっと言葉は悪いんですが、そのように対応していきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） ケース・バイ・ケースということになると、指定管理者が払わなければならないということもあるわけですが、そういうこともきちんと話し合った上で、この5人の指定管理者、代表者ですね、承認をいただいているのでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 企画観光課長。

企画観光課長（羽根田泰一君） あくまでこれは収益事業と見なしております、不足は生じないという前提なんですけれども、今、議員言われたように、間違いなくそういう調整をして申請をしていただいているかという、その最後の詰めというか、そこまでは明確にはなっておりません。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。

他に質疑はありませんか。10番、板谷信君。

10番（板谷 信君） この問題、何回話してもなかなかはっきりしないんですけれども、具体的に聞きます。

まず、どういう契約を結んで、特に金額のところ、指定管理者になった人が収入を上げられる形になっているもので、物すごくたくさん収入が上がったときは町の方へ出すのか、また赤字になったときは町が補てんするのか、そこら辺のところだけは、はっきり確認しておきたいなと思います。

議長（佐藤公敏君） 企画観光課長。

企画観光課長（羽根田泰一君） 収益が上がったときということですが、現在、今、提案している5カ所については収益が上がっているということで、これはそれぞれ各キャンプ場の運営している方のプラスというか、それぞれ収入となります。

ただ、不足した場合、まだそれはちょっと想定していませんけれども、先ほど鈴木議員からも質問されましたけれども、不足した場合には対応をどうするか。これについて、3年間の指定管理者ということでいただいておりますので、3年間運用してみて考えていこうと思っています。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 10番、板谷信君。

10番（板谷 信君） それでは、指定管理者のやり方として、赤字になったときに町が赤字補てんをするというやり方もあるということですね。そういう方法も指定管理者は許されるという

ふうに理解していいですか。

議長（佐藤公敏君） 企画観光課長。

企画観光課長（羽根田泰一君） 大変恐縮ですけれども、今の質問で、板谷議員の。不足が生じたら町が補てんするかという、一課長の立場で確約はできませんので、よろしくお願いします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 個別の案件の協議に私は参加しておりませんので、大枠の基本的な考え方ということで押さえていただきたいと思います。

この指定管理者制度というのは、今年度からいろいろな手続を踏んで実施されるものでありますけれども、まだ制度として確立されていない部分もあります。また、1つは、こうしたキャンプ場そのものが利用客の減少によって経営的にも大変、収支はとれていますけれども、将来的には厳しい状況に置かれていこうということが予測されている。

もう一点は、設立以後、時間がたちまして、先ほど課長から答弁があったように、施設の大規模修繕等の時期を迎えている。そういった中で、そうした状況を踏まえながら、制度的な改正の中で指定管理者をお願いした経緯もございます。ただ、当然現時点の施設に関しては、我々も、収支が見込めるといってこの指定管理者をお願いしております。当然3カ年後の更新のときには、また新たな状態というのが、いろいろな条件の変化というのは考えられますけれども、今後、行政として、その施設に大勢のお客さんが来ていただけるように、これは各施設の指定管理者あるいはその団体の利益というよりも、この地域の利益でありますので、このキャンプ場の整備についても、十分既存の制度等も活用しながら、大勢のお客さんに来ていただけるように。

それともう一点、何回もありましたように、グリーンツーリズム等の新しい流れも起きておりますので、そういった受け皿としてやっていく。また、個別のキャンプ場の対応については、これからも協議していきますけれども、現時点では採算が合っていく。そのかわり、収益はその指定管理者の中で回していただく。行政として、今まで同様、大規模の施設修繕等、そういったことを順次財政と協議しながら進める中で、経営が成り立つように支援していくというふうに考えております。

単純な赤字補てんというのは、やはり今後のことを考えていくと、なかなか、例えば指定管理者の意欲、そういったものに対しても大きな影響を与えたいと思いますので、私はそれを今は想定しておりませんが、この施設が町にとっても、あるいはこの地域にとっても大事な施設でありますので、さらに波及効果があるよう、さまざまな制度を利用して支援をしていきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。板谷信君。

10番（板谷 信君） 最後にもう一回だけ確認をしたいと思います。

いろいろな状況が考えられる中で、赤字になったり黒字になったりする、これは当然あると思います。ただ、私が確認したいのは、経常的に赤字が続いた場合に、町の方でまた同じように毎年のような形で赤字補てんをしていくということが指定管理者の制度として可能なのか、そのところを聞きたいと思います。

可能ならば、あとは町の方の裁量の中で出て、また、それに対する議会の判断ということにな

ると思いますけれども、そういう経常的に赤字が続いた場合に、それを経常的に補てんしていくというやり方が指定管理者制度として成り立つのか、許されるのか、その点だけを確認したいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 指定管理者の制度が発足した意義等を考えますと、今、議員おっしゃるように、経常的に出た赤字を補てんしていくというのは制度にそぐわないと考えておりますし、我々もそうしたことで指定管理者に移行したわけではございませんので、先ほど言いましたように、指定管理者がその能力等を発揮してこの経営がうまくいくように、それがキャンプ場のみならず地域全体に波及するように、財政も見守っていく。結果、指定管理者を受けただけでも大変な目に遭ったということがないようには当然していかなければならないと思いますけれども、そうかといって、全面的に我々が後ろに控えているということは、この指定管理者制度になじまないと思っております。

議長（佐藤公敏君） 板谷君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。

他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから議案第32号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号、公の施設の指定管理者の指定について（不動の滝自然広場オートキャンプ場）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第32号、公の施設の指定管理者の指定について（不動の滝自然広場オートキャンプ場）は、原案のとおり可決されました。

これから議案第33号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号、公の施設の指定管理者の指定について（くのわき親水公園キャンプ場）を採決します。

この採決は起立によって行います。

(「議長」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 町長。

町長(杉山嘉英君) 先ほどの、何かちょっと提案ということが、それぞれのことで言っておりますので、一括して説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

議長(佐藤公敏君) はい。

町長(杉山嘉英君) 先ほど議案第32号の提案理由を説明いたしましたけれども、議案第33号、第34号、第35号、第36号について提案理由の説明をさせていただきます。

議案第33号、くのわき親水公園キャンプ場の提案であります。

現在、町内くのわき親水公園キャンプ場は、管理委託契約を締結し、運営しております。

今回、4月1日より公の施設の指定管理者制度へ移行するに当たり、くのわき親水公園キャンプ場より申請書の提出があり、3月13日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請書の審査を行い、キャンプ場の指定管理者を選定いたしました。

つきましては、川根本町キャンプ場条例第5条の規定により、議案第33号、公の施設の指定管理者の指定について(くのわき親水公園キャンプ場)を上程いたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

以下、同様に、アプトいちしろキャンプ場、池の谷キャンプ場、八木キャンプ場についても3月13日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、キャンプ場の指定管理者を選定いたしました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(佐藤公敏君) それでは、少しもとに戻りまして、議案第33号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号、公の施設の指定管理者の指定について(くのわき親水公園キャンプ場)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤公敏君) 起立全員です。

したがって、議案第33号、公の施設の指定管理者の指定について(くのわき親水公園キャンプ場)は、原案のとおり可決されました。

これから議案第34号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号、公の施設の指定管理者の指定について(アプトいちしろキャンプ場)を

採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤公敏君) 起立全員です。

したがって、議案第34号、公の施設の指定管理者の指定について(アプトいちしろキャンプ場)は、原案のとおり可決されました。

これから議案第35号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号、公の施設の指定管理者の指定について(池の谷キャンプ場)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤公敏君) 起立全員です。

したがって、議案第35号、公の施設の指定管理者の指定について(池の谷キャンプ場)は、原案のとおり可決されました。

これから議案第36号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号、公の施設の指定管理者の指定について(八木キャンプ場)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤公敏君) 起立全員です。

したがって、議案第36号、公の施設の指定管理者の指定について(八木キャンプ場)は、原案のとおり可決されました。

閉 会

議長(佐藤公敏君) 以上で本日の日程は全部終了しました。



よって、平成18年第1回川根本町議会定例会を閉会します。  
これで散会します。  
御苦労さまでした。

閉会 午後 6時07分